ICT街づくり推進会議 共通ID利活用SWG 報告(案)

平成26年5月16日

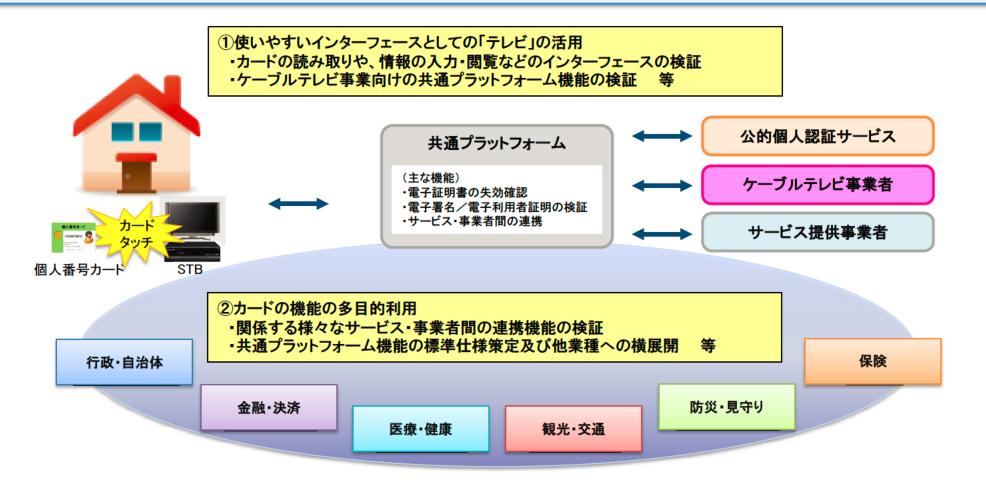
今後の検討の方向性について

- ●これまで共通ID利活用サブワーキンググループ (SWG) において、公的個人認証サービスの基本モデルや、それに適用される具体的なユースケースなどについて議論されてきたところであるが、その中で特に
 - (1) 幅広く公的個人認証サービスを利用してもらうことを考える場合、オンラインでの利用においては、 テレビといった最も身近なデバイスでの利用を検討すべきではないか
 - (2) <u>一枚のカードで多様なサービスを受けられる</u>ことを示していくべきではないか とのご意見を多く頂いたところ。
- ●この2点については、以下の通り、共通ID利活用ワーキンググループ (WG)からICT街づくり推進会議への報告においても個人番号カードの普及のために重要であるとされており、これらの点に重点を置いて実証事業で検証を行う。
- (1) 使いやすいインターフェースとして「テレビ」の活用 カードの読み取りや、情報の入力・閲覧を行う上で、「テレビ」など操作の容易なインターフェースを活用することは、カード普及の重要な鍵。 徳島県等の事例も参考に、一般のテレビやケーブルテレビを通じた、個人番号カード、及びそこに格納された公的個人認証機能の活用方策を具体化。
- (2) カードの機能の多目的利用 一つのカードが、「行政」に加え、「交通」「防災」「病院」など幅広い分野に活用可能となる ことも、カード普及の重要な鍵。
 - 豊田市などの事例も参考に、「一枚の個人番号カード」を、「行政」「民間」いずれのサービスを問わず、多目的に活用し得る方策を具体化。

『成26年4月22日 第6回ICT街づくり推進会議 資料6-4「共通ID利活用WGにおけるこれまでの検討結果について」より

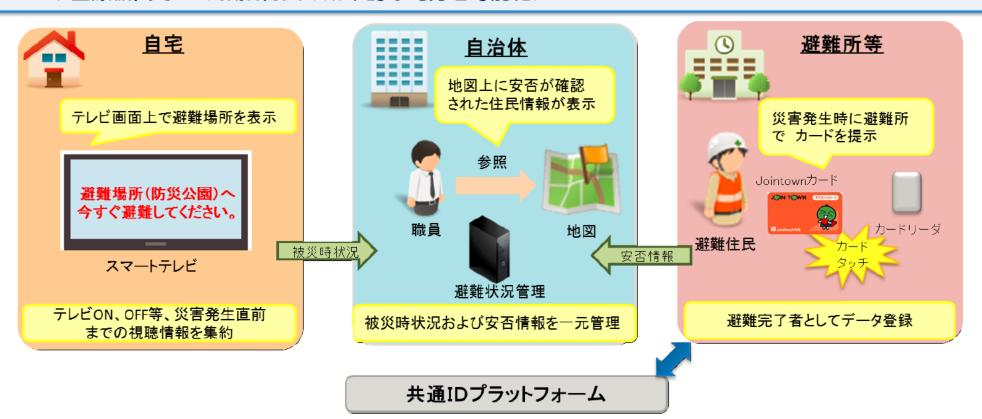
実証事業の方向性について

- 公的個人認証サービスの特長を最大限に活かす観点を考慮し、これまでの「ICT街づくり推進事業」の成果も踏まえつつ、
 - ①使いやすいインターフェースとしての「テレビ」の活用
 - ②カードの機能の多目的利用
 - の2点を主眼とした実証を推進



(参考)使いやすいインターフェースとして「テレビ」の活用

- ●「放送と通信の融合による、地域力・地域連携を活かした災害に強い徳島プロジェクト(一部)」
 - ① テレビ画面上で個々の住民に最適化された避難指示を表示
 - ② 災害発生時のテレビの視聴ログを収集し、<在宅・不在>の推定情報を自治体等へ提供し、救助活動を支援
 - ③ 避難所や医療機関等でチェックインした住民のログを収集し、自治体等に安否情報を提供(避難所や医療機関等への救援物資の効率的な配分を可能化)



平成26年4月22日 第6回 I C T街づくり推進会議 資料6-4「共通ID利活用WGにおけるこれまでの検討結果について」より

(参考)カード機能の多目的利用

●「平常時の利便性と急病・災害時の安全性を提供する市民参加型ICTスマートタウン(一部)」 「あすけあいカード」内蔵の番号に既往歴や投薬歴など個人情報を結びつけ、救急搬送の際に救急車内 で読み取ることで搬送に役立てると同時に番号に回数券情報を結びつけ、カード1枚でコミュニティバスを 利用可能とするなど住民に様々なサービスを提供。

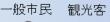
情報収集系機能 (モニターを募り 豊田市域全域で展開)



プローブデータ

~街づくり事業の例~

- ·渋滞情報
- ·通行規制·災害







つぶやきデータ

- ・ミクロな渋滞・災害情報
- ・高齢者のまちの支障個所
- ・観光客から提供される情報



医療・緊急サービス

(足助地区から開始)

救急救命活動支援

・足助病院の利用者が、他地域で救急搬送される場合や 他病院に通う場合、カード内蔵の番号に紐付けされた既 往歴や投薬歴などの個人情報(足助病院DB)を活用可能(他病院や救急者に読み取り端末を設置)







移動・福祉サービス

(足助地区から開始)

コミュニティバス利用料支払い

- ・回数券をカード内蔵の番号に紐付けして活用
- ・高齢者の暮らしやすいまちづくり、インフラ整備



平成26年4月22日 第6回ICT街づくり推進会議 資料6-4「共通ID利活用WGにおけるこれまでの検討結果について」より

マイナンバー等分科会における検討状況

●マイナンバー等分科会の検討においても、公的個人認証サービスの利用拡大等についていくつか指摘が行われている。

※マイナンバー等分科会:高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部新戦略推進専門調査会の下に平成26年2月より設置されている会議であり、個人番号カードの利活用方策、マイポータル/マイガバメントの在り方、法人番号の利活用方策、個人番号の更なる利活用ニーズ等について検討を行っている。

「構成員からの主な意見及び中間取りまとめの方向性(案)」(H26.4.25 第4回マイナンバー等分科会 資料1抜粋)

○個人番号カードの利活用方策

P2 また、(個人番号カードに搭載される公的個人認証サービスの) <u>金融機関や医療機関等、民間に</u> よる利用拡大を図る は点から、署名検証者の民間事業者への開放に向け、その要件を早期に明らか にするとともに、<u>ユースケースの明確化、</u>証明書の効力に関する周知や、積極的な利用の働きかけ 等を行うべきではないか。

○マイポータル/マイガバメントの在り方

- **P4** 利用者の利便性を高めるとともに、サービス提供者の負担も軽減する観点から、郵送される書面の内容を転記したり、別途保管したりする必要がないよう、必要な官民の証明等を電子的データとして受領できる「電子私書箱」の構築に向け、法的効力の整理や手続の見直し等について、検討を進めるべきではないか。
- P5 本人確認の方法については、<u>個人番号カードによる認証</u>を、スマートフォン、タブレット端末や <u>CATV等、普及している媒体に幅広く対応させる</u>とともに、生体認証等の新たな技術の利用について も、その動向を踏まえ、柔軟に対応すべきではないか。

SWGで議論された公的個人認証利活用のユースケースモデル

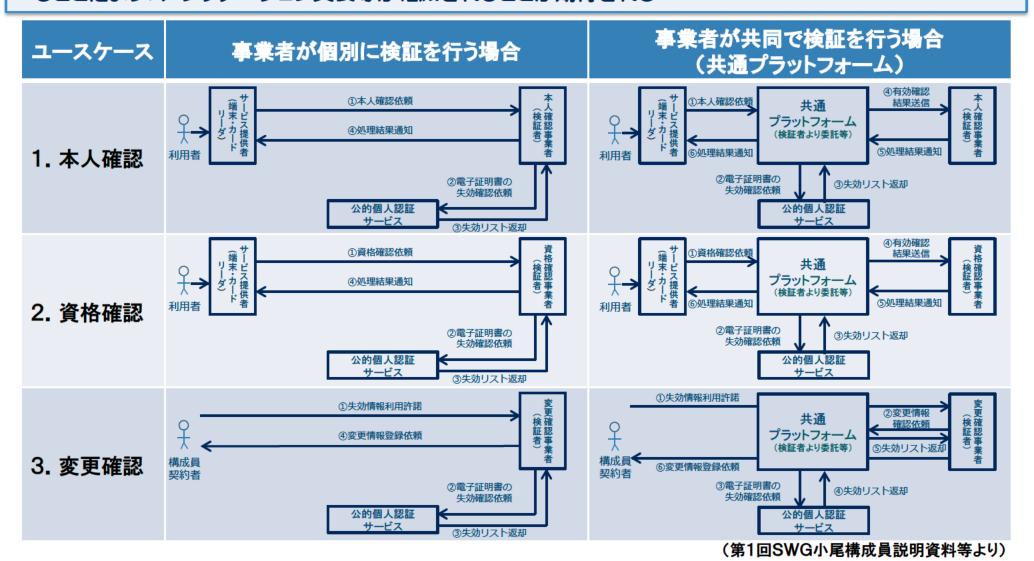
- ●「公的個人認証サービス」の活用により、安全・確実な本人確認等が可能となり、高いセキュリティレベルが 要求される各種サービスにおける様々な利用シーンが想定
- ●具体的には、以下の3つのユースケースモデルに分類することが可能

ユースケース概要	メリット	適用例
1. 本人確認 各種サービス契約・提供時におい て、利用者が本人であることを確認 する業務	〇利用者 公的証明書のコピー、郵送等の手間が省ける。 〇本人確認事業者 電子的本人確認が可能となり、適切なサービ ス提供等が可能となる。	携帯電話契約時の本人確認生命保険契約時の本人確認銀行口座開設時の本人確認
2. 資格確認 各種サービス提供時において、利 用者にサービスを受ける資格があ ることを確認する業務	○利用者 1枚のカードで多種多様なサービスを受けることができる。 ○資格確認事業者 電子的資格確認が可能となり、適切なサービス提供等が可能となる。	・IP-VODサービス提供時の資格確認 ・支払/預金引落し等の資格確認
3. 変更確認 各種サービスの契約者の基本4情 報の変更の有無を確認する業務	〇利用者 変更確認事業者に対する基本情報等の変更 手続きを失念していた場合について、アナウン スを受けることが可能となる。 〇変更確認事業者 利用者における電子証明書の有効性が確認 でき、基本4情報等に対する何かしらの変更が 入ったこと等が確認できる。	・生命保険契約者の変更情報確認・銀行口座契約者の変更情報確認・権利者団体構成員の変更情報確認

(第1回、第2回SWG小尾構成員説明資料等より)

SWGで議論された公的個人認証利活用のユースケースモデル

- ●各ユースケースにおける機能構成図の概要は以下のとおり
- ●電子署名及び電子利用者証明の検証の機能を「共通プラットフォーム」として複数の事業者が共同で整備することにより、アプリケーション実装等が軽減されることが期待される



ユースケース例(CATV)

●ケーブルテレビにおける資格確認の活用イメージ

ケーブルテレビセットトップボックスのカードリーダから個人番号カード(公的個人認証サービスの電子利用者証明の機能)を使って認証後、テレビ画面上でヘルスケア情報などセキュリティレベルの高い情報が確認できる。



<特徴>

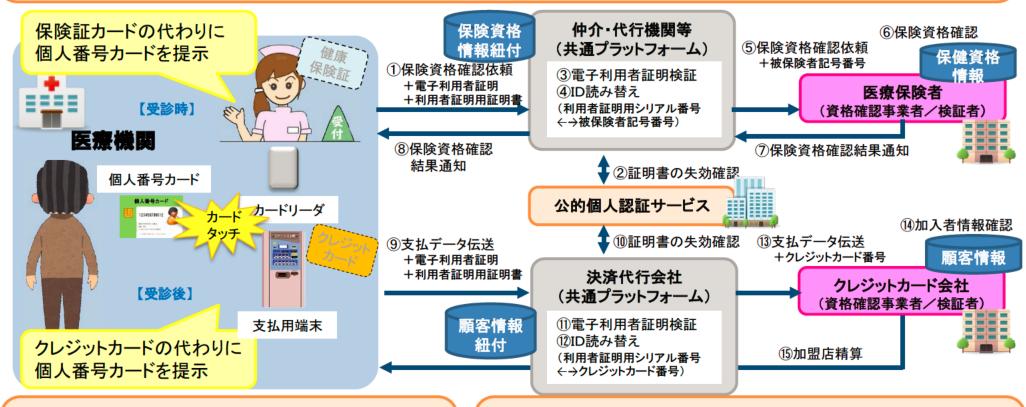
- •1枚のカードでTV画面から様々なサービスを受けることが できるようになる
- ・マイ・ポータルとの連携可能性

- 認証局とのやりとりによって生ずるコストと必要作業
- ・資格確認機能を使った健保システム等との連携方式
- ・使いやすいユーザーインターフェースの整備 等

ユースケース例(医療・決済)

●医療・決済分野における資格確認の活用イメージ

個人番号カード(公的個人認証サービスの利用者証明用シリアル番号)と被保険者記号番号をあらかじめ紐付けておくことで、 医療機関受診時などにおいて、健康保険証の代わりに個人番号カードを提示し、オンラインで健康保険の即時資格確認を行う。 同様に、クレジットカード番号をあらかじめ紐付けておくことで、医療費支払時に個人番号カードを利用した支払いを行うことが できる(デビットカードもほぼ同様)。



<特徴>

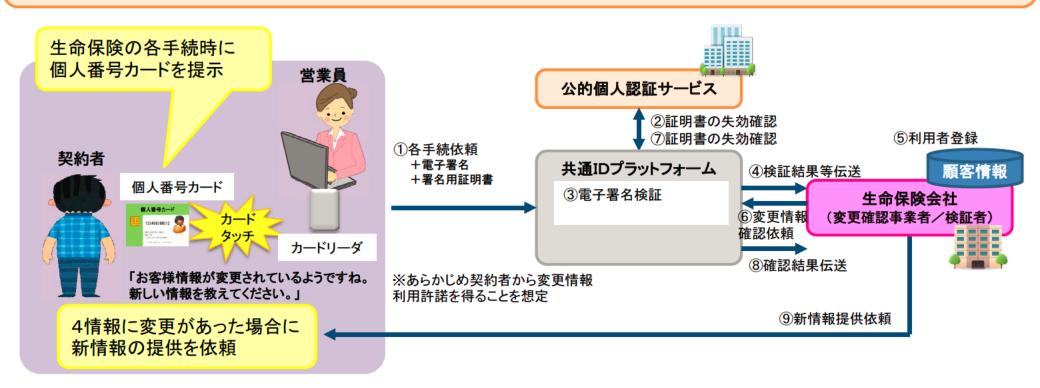
・医療機関等において、1枚のカードで受付から支払までを済ませることが可能

- ・認証局とのやりとりによって生ずるコストと必要作業
- ・資格確認の機能を使った保険者やクレジットカード会社のシステムとの連携
- ・公的個人認証サービスの利用者証明用シリアル番号と被保険者記号番号・ 顧客情報の紐付け情報の管理

ユースケース例(保険・銀行)

●保険分野における変更確認の活用イメージ

各手続を個人番号カード(公的個人認証サービスの電子署名の機能)で行っていただき、生命保険会社側では保存してある署名用証明書の失効情報を定期的に確認することで、契約者の4情報の変更有無を把握でき、契約者に新情報提供を依頼できる。



<特徴>

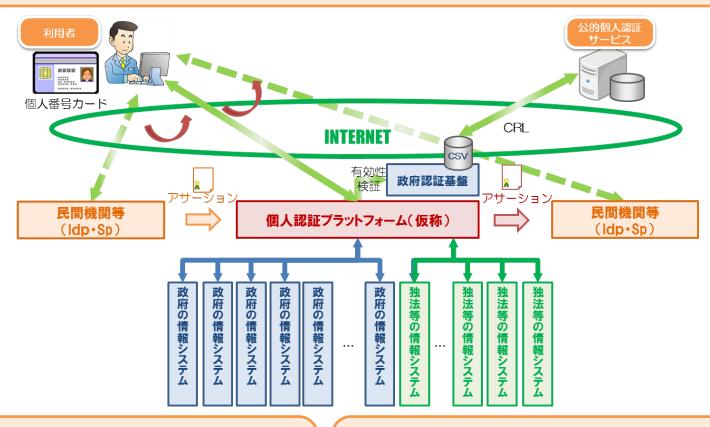
- ・顧客情報の変更有無や年月日を把握・連携することで、 お客様対応が強化されることが期待
 - ※金融機関においても同様のユースケースが実現した場合には、非常に有益である。

- ・システム的な認証引継方法、認証共有のルール化
- ・個人番号カード発行の推進策(カードリーダの導入・拡大策) 等

ユースケース例(政府情報システム)

●政府情報システムにおける資格確認の活用イメージ

政府の電子申請・システム全体で個人番号カードによる認証方法を導入・併用し、一度の認証で、複数システムのID・パスワード入力を代替し、多くの電子署名を省略できる仕組みとすれば、第3の認証方法として確立できる可能性あり。



く特徴>

・複数システムのID・パスワード入力を代替し、多くの電子署名を省略することにより、行政手続のオンライン利用促進が期待

- ・単一の手続・システムではなく政府全体での導入(ICカードリーダの問題)
- ・民間との認証連携や、代理申請への拡張等

実証事業の方向性について

これまでの議論のポイント

実証事業の方向性

(1) 使いやすいインターフェースとして 「テレビ」の活用



ケーブルテレビをユーザーインターフェースとして ヘルスケア情報の提供を行うケース の具体化を図る。

(2)カードの機能の多目的利用



- 医療機関での受診時に一枚のカードで
 - ・オンラインで健保の即時資格確認できること
 - ・支払いができること
 - の具体化を図る。

(3)公的個人認証サービスの ユースケースモデル: 「本人確認」「資格確認」「変更確認」



○ SWGでの議論を十分に踏まえ、 「本人確認」「資格確認」「変更確認」の全てのモデル についての網羅を図る。



○ その他、WGやマイナンバー等分科会の議論を踏まえ、今後の公的個人認証サービスの利活用について検討。